

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐川町長 片岡 雄司

市町村名 (市町村コード)	佐川町 (39402)
地域名 (地域内農業集落名)	黒岩地区 (四ツ白・ニツ野・中野・瑞応・庄田・山本・薬師堂・原・岬・寺野・場所ケ内・台住・大田川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月18日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や米の価格下落、肥料・燃料の価格高騰などの複合的な要因により、耕作放棄地が増えている。また、水稻の栽培面積も減少しており、主食用米から飼料用米やWCS、ショウガ、園芸作物などに切り替わっている。  
梨や苺の栽培も盛んであるが、台風などの異常気象時には水害が発生するため、汎用的に活用できる農地は限られており、水害対策が重要な課題となっている。  
茶の栽培が盛んであったが、生産農家の高齢化や価格の低迷により、離農する農家が増えており、産地の維持が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

柳瀬川及びその支流では水害に伴い農地が水没し、品目が水稻に限定されるため、水稻栽培を継続する。水害の恐れがない地域では、梨や苺、ショウガなどを栽培し、経営規模の拡大や新規就農者を確保することで、産地の維持と拡大に努める。  
茶の生産については、町や県、JAと連携して、省力化や品質向上、担い手の確保を目的とする補助事業を実施し、産地の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	315 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	315 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内で概ね10年後に耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の希望により、農地を集積・集約化する際に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
水害の発生しない地区において、事業導入を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や県、JAなどの関係機関と連携し、多様な経営体に対して営農支援を行う。また、施設園芸では新規就農者を確保するため、研修用ハウスの導入を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同防除などの農作業委託を継続的に行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害を防止するため、防護柵を設置する。また、被害情報を町と共有し、有害鳥獣被害対策を連携して進める。
- ⑦多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の取り組みを適切に実施し、農地の保全・管理に努める。